

# daily コラム

2025 年 10 月 24 日 (金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email [tfc@wakei-kai.com](mailto:tfc@wakei-kai.com)

## 健康保険の被扶養者の収入要件変更

### 19 歳以上 23 歳未満の家族

#### 年収の壁にかかる見直しの一環 10/1 より

令和 7 年度税制改正において特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われました。そこで健康保険法の被扶養者の認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合の取り扱いの通達が出されました。それは認定対象者の年間収入にかかる要件のうちその額を 130 万円未満とするものについて当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満であるときは 150 万円未満として取り扱うというものです。年間収入額の要件以外は以前の考えと変わりません。

#### これまでの認定要件

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合
  - ① 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）かつ被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満である場合
  - ② 上記の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入の 130 万円未満（同上）かつ被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしている認められるとき

2. 認定対象者が同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が 130 万円未満（同上）かつ被保険者からの援助による収入額より少ない場合。

#### 対象の社員（被保険者）にお知らせする事

1. 対象家族の収入は令和 7 年 9 月までは 130 万円未満ですが、令和 7 年 10 月 1 日以降は年間収入が 150 万円未満に拡大されます。対象家族の年齢はその年の 12 月 31 日の年齢で判定します。被扶養者の認定を受けるときの年齢とは必ずしも一致しません。
2. 健康保険における年収は過去の年収ではなく被扶養者に該当する時点と被扶養者として認定された日以降の 1 年間の見込み収入額のことを指します。
3. 収入要件の変更に伴い 130 万円以上 150 万円未満であり健康保険の被扶養者として新たに認定を受ける場合にはこれまで通り加入手続きが必要になります。

大学生が扶養から外れないように就業調整をしていることを受け、人手不足の観点から認定を緩和した措置です。大学生を扶養する被保険者がいる場合は押さえておきましょう。



就業調整をしなくて  
すめばアルバイトが  
継続できます